

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第4回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
12月3日、町長から第4回定例会の招集告知をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案10件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。
なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。
大変寒い日が続いておりますけれども、皆様方には御健勝のこと、心よりお喜び申し上げます。たいというふうに思っております。

そのような中で、11月25日臨時議会以降の行政の報告をさせていただきます。

11月25日に臨時議会が開催されております。この夜にふるさと祭りの反省会がございまして、出席をしております。

それから11月26日、中部電力の静岡支店のほうへ伺いまして、光ファイバーの添架について詳細打ち合わせを行い、お願いをいたしました。

それから11月27日、FM島田の内藤社長がお見えになり、いろいろ今現在のFM島田の内情についてお聞きをいたしました。

11月27日ですが、農業委員会が開催をされております。この日の夜ですが、藤枝の総合庁舎におきまして、志太・榛原地域医療協議会がございまして、出席をしております。

11月28日、この日は課長会を開催しております。なお、入札をこの日に執行しております。この日の午後、県の共済組合の理事会がありまして、出席をしております。

12月1日ですが、生涯学習課との打ち合わせをしております。この日の午前中、千頭の大井川鐵道の初代社長の中村圓一郎さんを顕彰するという集いがありまして、大鐵のサポーターズクラブの皆さんとともに顕彰を行いました。

この日の午後、浜岡原発の大変大きな工事を見てまいりました。この日の夜、大石哲司県会議員の県連幹事長就任の祝賀式が牧之原市でありまして、出席をしております。

12月2日、大勢の皆さんにお世話になりましたけれども、井林議員の出陣式がございまして、出席をしております。

12月3日ですが、クリーンピュアの検討委員会を開催しております。これは前回も全協の折に皆様方に報告をさせていただきました。それで、基本的には単独で対応するという事、これは、これから30年までは当然ながら今の議会も残っておりますけれども、30年以降は単独で進めるということの結論がいただいたものですから、これを後ほどまた島田市のほうへ報告に行っております。

12月4日ですが、この日は駅伝の開会式がございまして、センチュリーへ行ってまいりました。

12月6日、これも大勢の皆さんに応援をいただきました市町村対抗の駅伝大会がありまして、静岡市のほうへ応援に行っております。

12月7日ですが、この日には県の防災訓練がございまして、全地域でそれぞれ地区が主体的に対応するというような訓練でございましたけれども、これには町の職員も当然地元の地区へ入って訓練をするということで、それぞれの地区へ入って対応をさせていただきました。私も何か所か視察で回りましたが、大変大勢の皆さんが参加をいただいたということで、やはり防災訓練の大切さを痛感いたしました。

7日の日ですが、寸又峡の温泉感謝祭、これに出席をしております。

12月8日、先ほど申し上げましたクリーンピュアの関係の報告を島田市長に報告をさせていただきました。特に反論といたしましうか、意見はなかったわけですが、詳細につきまし

でも詰めてお話をしたということで、御理解をいただいたというのが12月8日でございます。

それから、この日に静岡市で国保連合会の会議録署名をしてきたというのが12月8日でございます。

12日8日ですが、この日には県の水産資源の会議がございまして、出席をしております。

それから、本日12月の定例会ということでお世話になっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、中澤莊也君、6番、芹澤廣行君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの9日間に決定しました。



◎日程第3 議案第51号 川根本町情報通信基盤施設条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第51号です。川根本町情報通信基盤施設条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

平成17年9月20日に新しい町として誕生いたしました川根本町の新町建設計画におきまして、主要プロジェクトの一つとして位置づけをされております高度情報通信基盤の整備・充実、平成25年12月定例議会において、調査・設計業務の補正予算の承認をいただき、本年度高度情報基盤整備事業として、町民の皆様の御理解、御協力はもとより、多くの関係者の方々の御尽力、国・県・関係機関の御支援をいただき実現をしたものであります。川根本町の皆様、関係者の皆様に心より感謝をさせていただきたいというふうに思います。

今回、定例議会におきまして、町の新しい施設として設置するとともに、サービス提供を実施するための条例を提案し、お諮りするものであります。

地域における情報通信格差の是正を図り、高度情報化並びに地域の活性化、便利で快適な生活環境づくり及び安全・安心な地域づくりを推進するために、川根本町情報通信基盤施設条例を設置し、施設の名称、事業内容、利用者、管理運営、利用料、引き込み工事等に係る住民負担等につきまして、関係規定を定め提案するものであります。現在、27年4月のサービス提供を目指して事業を推進しております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

この事業は、佐藤前町長のとき、町単独の光通信は要らないという大きな声が上がって、住民投票を求める署名運動や、町長・議員のリコールまで行われ、中止された事業です。

昨年、町長が鈴木町長に代わった直後に再度提出され、即座に町政懇談会が開かれて、その大半の時間を使って事業の説明がされ、14億と9億円を合わせた23億円の全事業が、今回は15億円で8億円も安くできる、今やらないと国の補助はなくなり、全国で4%だけの未整備の町として取り残されるなどの説明で、懇談会に参加した多くの町長支援者の皆さんからの支持表明の意見が、多分各地で数人ずつ、疑問・質問が半数ぐらい、反対は数人しか出なかったということで、町長は皆さんが賛成したと決めて、町民への賛否を問うアンケートも一度も行わないまま、強制的な行政主導で進められてきたとしか思えない事業ですが、いまだに町民の反発は少なくありません。

そんな状況にもかかわらず、今度は、1月末までに端末機設置に同意しなければ、その後は全額実費を徴収するなど、脅しにも似た条例案が提出されましたが、いつ川根本町はこのような行政の強権政治がまかり通るようになったのかと驚いています。

年間運営費はI R U契約で相殺され、運業者への年間の支払い額は1,600万円ぐらいとしか、何度聞いても言わなかったのに、工事請負契約が議会を通った途端に、端末機の使用料を1台につき月800円運業者へ支払うと言い出しました。決まったからもう何を言われても大丈夫と判断した上での報告で、正に町長流の「交渉事は秘密裏に進めるべし」のもと、

担当者への議会对策を指示してこられたとしか私には思えない、重大な議会軽視の姿勢です。

業者言いなりに毎年3,000万円もの支出を認めるわけにはいきません。通信機器の保守管理はIRU契約で相殺する項目に入っており、今になって突然持ち出した端末機の維持費は明らかに通信機器であり、相殺項目であって、1台月800円の支払いは取り消すべきであり、町の将来の財政負担を考えても、そのような支出は許されないもので、撤回する意思があるかどうかをお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 簡単に言いますと、一番最後の撤回する意思があるかどうか、撤回する意思はありません。

その中で、言葉が非常に厳しい言葉になっておりますけれども、町民が町長支援者、それから交渉事は秘密裏に進めるべし、全てを強権的にやっているというつもりはありません。なるべく皆さんの意見を聞いて対応すると。

しかし、この中で、イエスカノーかという判断の中では、当然ながら、どちらかに偏るということは仕方のない話。51対49の場合、どちらを取るかということになりますと、やはり51を取るだろうということが一つあります。

そのように、私自身は基本的には皆さんのいろいろな御意見を伺いながら対応しているというのが、行政の手法であります。強権的だ、このような言葉、私には適していないという感じが特に強いものですから、そこだけ撤回しないということを含めて申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） この条例制定については、後ほど特別委員会を制定して、条例の中身についてはしっかり審議することになっておりますけれども、私はこの事業自体の進め方というのは、どうしても住民投票を否定したときから、もう行政がアンケートもやらない、あ、その後、アンケートをやったわけですよ、佐藤町長のときには。そして、アンケートを見て、賛成者が20数%だということで、それを見て、佐藤前町長はやめたわけですよ、中止した。

でも、その後の選挙で鈴木町長になって、突然言い出して、アンケートをやらない、やっていることが、私何回も逆さまだと言ったんですけれども、住民への説明会、開かれたのは本当にいいことだと思いました。鈴木町長も本当に町民の方々の声に耳を傾けて、明るいまちづくりを進めている、本当にいい町長だと私は一生懸命言っていました。

でも、この事業に関しては、決して鈴木町長言われたように、私がきつい言葉を使った、強権的などと、行政の上からの押しつけみたいなのがするという事は、私はずっと拭えないでいます。

それはなぜかという、まず町民の人たちに賛否を問うアンケートをやらなかった。町長はただいま51対49だったら、51のほうを取ると言われましたよね。でも、そこを何も確認し

ていないじゃないですか。せずつを進めてきたから、こういうことを言っているし、反対をしている人たちの声がいまだにおさまらなくて、行政から届いた手紙に対しても何人もの人が出さなきゃいけないのか、出さなかったらどうなるのか、とっても心配しています。

それを、出さなかったらどうなるのかということに、まだ答えないうちにこういう条例で、もう期限を切って、それ以降は全額本人負担だよというような条例が出てきたから、私は行政は本当に何を考えているんだろう、今までの町民の声を聞いて、優しいまちづくり、温かいまちづくりをするという姿勢はどこに行ってしまったんだろう、そのことがとても心配になって、これではこんなことを続けていては、この事業が町民の人たちから本当に喜ばれる事業になるのか、その心配が大きくて、こういう総括質疑をさせていただきました。

ぜひもっともっと説明責任を果たして、困っている町民の人たち、迷っている町民の人たち、不安を抱えている町民の人たち、いっぱいいます。そういう人たち一人一人に答えるという約束があったから、私は工事請負契約のときに賛成をしました。でも、いまだにそれは果たされていない状況だということをしっかり自覚して、説明責任をどうやって果たしていくのか、そのことをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それぞれのお宅へ職員が回って、説明をしながら設置をするかどうかということを確認しております。

これは町の職員がやるのがいいのかどうか、実は判断を迷ったわけですが、やはり職員も住民の意向も改めて確認する必要があるということで回りました。これは設置者にとっては、非常に身近に感じてよかったという意見も実はありますし、まだわからないことがたくさんあるから聞きやすかったという面もあります。

そのように、やはり将来の町を考えたときに、果たしてこれがなくて、こういう情報化の基盤整備をやらなくて、それで将来を展望できるかという話になりますと、私は絶対できないというふうに思っております。

今、災害等で四国のほうでもいろいろありました。IP電話の話もありましたけれども、もう10何年も前から対応している小さな町があるわけです。ここは遅れていたというのがさっきの4%なんです。これをどうするか。これは町がある程度、今説明責任といいますけれども、これは行政ばかりが説明するのではなくて、議員の皆さんと一緒に、この町の将来に向けて対応しようではありませんかということ、就任当初から申し上げております。

私が一方向的に行政がそのような能力もないし、そこまでできなかったけれども、やはり将来のために、まちづくりには必要最小限の施設であるということ認識をして進めたという経緯があります。

ですので、私は防災の関係を絡めますと、当然ながら4月には開始ができるように対応していくことが行政の最優先課題だというふうに、今現在も思っております。

しかし、説明不足な点については、確かに全員の皆さんに同じ説明をしてきても、理解を

できる方、できない方、個人によって差があります。しかしながら、その説明がわからない人に説明が不足しているんじゃないかという、確かにそうかもしれません。しかし、これのカバーは、やはり周辺の災害等のあれを見ますと、当然ながら必要であるということ、それと電源がなかったときにどうするかということについても、この委員会が設置されますので、その辺も含めて検討されることがあろうかと思えますけれども、当然ながら、まちづくりの将来のために、今現在は最優先課題で取り組む事業であるというふうに認識をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は、絶対必要なものだ、だから必要最低限度の整備はこの町にやらなければいけないんだ、そのところまでの説明は、私たちもみんな理解しています、と思います。私も理解しました。

でも実際、事業が組み立てられて、整備内容が明らかになると、本当にこれでいいのかという声は、あちこちから上がってきているわけですよ。でも、それでもやはり光と無線、光区域と無線区域でやっていくんだという、移動性のあるものではない。それからほかのプロバイダーですか、そういうところとの互換性が自由ではない、自由度が少ない、そういうことに対する若い人たちの疑問。それから、古い人たちが自分たちに使えるのかという端末機への不安、そういうものはいまだに消えていない人たちが大勢います。

それで、町長は本当に20何回も説明して回った、行政もその後30回ぐらいですか、説明して回った。でも、そこに町民の人たちが来なかったから悪いというんじゃないくて、やはり来た人たちは少ないわけですから、もっともっとわかりやすく説明していくということが大事だし、1件1件承諾申込書を持って回った職員の人たちも、本当に疑問に答えられない状況さえあったと思うんですよ。そういうこともやっぱり行政はしっかり自覚して、説明というのが本当に大事なんです。その説明責任が、説明不足の状況の中で1月末までにと切っている。申し込まなければ後は全額自己負担ですよと切っているこの条例が、私は非常にここを見たときに恐ろしくなったんですよ。わかっていない人たちはどうするんですかと。申し込まなかった、1月末までに申し込みを出す決断がつかなかった人たちは切っていくのですか。自己負担でおまえたちやれよと言うんですか。そういう町になってほしくないから、私はこういう強い言葉を使わせていただきました。

どうなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、役場の職員の中でも、全ての説明が個人一人ではできないだろうということで、不安を持っている職員が大勢いました。これも事実です。その中で、やはり職員同士が一生懸命勉強して、わからない町民の皆さんに説明できるような、基礎的な知識だけは持って対応したいということで、職員も仕事を終わってから、その対応のために何日も何時間も勉強して、それぞれの家庭へ回ったということがあります。

ですから、わからない人に100%わかるようにするというのは、なかなか難しいというところがあります。しかし私個人的には、職員も一生懸命何とかこの整備をしたいという思いの中で、勉強して、説明をして回ったということは事実であります。その辺もことも御理解いただいて、今現在、不安を持っている、わからないというふうに思っている方々がおるとするならば、やはりこれは職員と私どもが説明をして、納得していただいて、当然ながら100%の加入率でやるというようなことを目指してやるべき必要があると、この意見は鈴木多津枝議員ばかりでなく、ほかの議員からも多少私は承っております。

そのようなことで、基本的に、確かに100%の説明責任が果たせたとはいっておりませんが、そのような努力が職員と私どももやったという事実はあるものですから、その辺が今後に活かされるような形で御支援をいただきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

答弁。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません。1月末以降、自己負担でやることについての大変不安な点があるということで、ただいま御質問がありましたけれども、1月末をなぜ切ったかということですが、今回の事業の中で設置に同意をしていただければ、本年度の事業費の中での対応で、少しでも早く皆さんと同じサービス、町民として新しいコミュニケーションがとれる施設の中に加わっていただけるということです。

現在、住所を有しながら町内で生活している方が同意をできない特別な理由、施設に入っているとか、そういう方に対しては、当然後年度、町として設置に対する事業費を確保して設置をしていただける形を考えていますけれども、特別な理由がなく、今回の事業費での対応ができない場合、そういう場合については、来年度以降、町として予算が確保できるかどうかという、そこが一つの不安な材料としております。

そういう意味で、1月末までに同意していただければ、皆さんと同じ時期に、同じ条件下のもとでの設置で、新しいお互いの情報交換ができるということが考えられるということです。

また、各地区においては、皆さん同じ地区内での情報とか、同じ情報を得るためには、住んでいる方の中に、設置に同意をしないことによって情報が漏れてしまう方が出ることを非常に、私はそちらのほうを不安に思います。地区内での同じ情報を同じときに瞬時に皆さんにお伝えできる、そういうネットワークの中に町民の方が入っていただく中で、設置に同意しないということで、その情報がいなくなってしまう。そのために地区の中でまた新たな地区内において、そこにどういう情報伝達をすればいいのかというような問題も生じてしまうので、少しでも早く町の中で対応していただきたいということで、1月末という一つの同意をいただく期間を設けました。

その後、今回の事業の中で設置に同意ができない特別な理由があった場合には、設置に対

しての免除等をするということは、当然条例の中にもうたっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号については、11人の委員で構成する情報通信基盤施設条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。
御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、川根本町情報通信基盤施設条例の制定については、11人の委員で構成する情報通信基盤施設条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

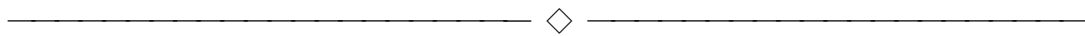
ただいま設置されました情報通信基盤施設条例特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、情報通信基盤施設条例特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。



◎日程第4 議案第52号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第52号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号です。川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案7ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

社会保障審議会医療保険部会において、平成27年1月1日以降の出産に対して、産科医療

補償制度を見直すことが決定をされました。この制度見直しの趣旨は、本制度に加入する医療機関等で分娩等を行った場合に、産科医療補償制度掛け金として加算する額を現行の3万円から1万6,000円に引き下げるとともに、出産育児一時金の総額について、現状の42万円を維持するというものであります。

この加算額の引き下げに伴い、出産育児一時金の支給額について、総額42万円を維持するために、川根本町国民健康保険条例第5条第1項中、出産育児一時金を現行の39万円から40万4,000円に改めるための一部改正でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず1点目は、産科医療補償制度の掛け金が3万円から1万6,000円に下がることになったのを受けて、その分を、出産育児一時金のほうを増額をして、支給総額42万円を変えないという今回の改正案ですけれども、来年1月から施行とのことで、今年度内の対象となる人数及び今年度の出生数、当町の合計特殊出生数について、予測できていると思いますので教えてください。

それから、出産にかかる費用はほぼどれくらいなのか。最低でもこれくらいはかかるよ、最高はどれくらいかわからないでしょうけれども、多い例ではこういう例がありますよというふうなものを示していただければありがたいです。

それから3点目に、安心して出産ができるように、多分この金額では1万400円ですか、増えることになっても、ぎりぎりだと思うんですね。42万円ぐらいの出産費用がかかるのではないかなど。それで何か異常があれば、もう、すぐそこをオーバーして自分たちで出さなければいけないのではないかと私は思うんですけれども、そういうことがあっても、完全に安心というふうにはならないでしょうけれども、励ますために安心して出産できるように町は応援しますよということで、意思表示をするためにも町の出産祝い金を、この条例とは関係ありませんけれども、1人目10万円とか、2人目20万円とか、一人増えるずつに10万円ぐらいずつ増やして、出産や子育てを支援をするということにつなげていく考えはないかということをお聞きしたいと思って、質問通告を出しました。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問、今年度内の対象人数ですが、この11月末時点で国保被保険者の方の出産育児一時金支給件数は7件となっております。そのうち産科医療補償制度加入の医療機関等で分娩された件数は6件です。

また、今回の条例一部改正の対象となる1月1日以降で3月末までに出産予定日を持つ国保被保険者の妊婦さんは、もう一人いらっしゃることを把握しておりますので、年度内にも

う1件の出産育児一時金支給がある見込みであります。

したがって、今年度内の国保出産育児一時金支給対象の人数は、既に支給済みの7人と予定1人を合計しまして、8人になる見込みであります。

次に、今年度の町全体の出生数についてお答えいたします。

平成26年の4月から11月末までの出生数は27人です。現時点で、来年3月末までに出産予定日のある妊婦さんは、13人と把握しておりますので、平成25年度の28に対して、平成26年度の出生数は40人を見込んでいます。

もう一つの合計特殊出生数という御質問ですが、合計特殊出生率でお答えをさせていただきます。

まず、この合計特殊出生率の定義ですけれども、これは女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせて人口構成の隔たりを排除し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を統計上の指標として算出したものをいいます。未婚も既婚もありません。

5年ごとに発表されておまして、直近の市町別合計特殊出生率は、平成20年から24年までの統計のもので、平成26年、ことし2月に公表されております。その直近値での当町の合計特殊出生率は1.57となっております。静岡県は1.53の値となっております。県内では、裾野、長泉町が一番最高の1.82、熱海市が1.22で最も低い率となっております。

2番目の御質問で、出産に係る費用はどのくらいかの御質問ですけれども、平均的な数値でしかお答えできませんが、全国の平均的な出産費用は部屋の差額代や医療外の費用を除きまして、41万7,000円、公的病院の出産費用で見ると40万6,000円、静岡県の平均出産費用は41万円となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告をしてなかったものまで聞いたので答弁がなかったのだと思うんですけれども、例えば、当町で年間30人から今年度は40人ぐらいを見込んでいる出産された方で、高い出産費がかかったよという事例などはありますか。

そういう場合に、例えば今言われた、例えば平均値より支払いが高くなったという方がどれぐらい、課長が把握している部分でもいいですけれども、もしわかったら、今ここでわからなければ、また後で教えていただいても構いませんけれども、教えてください。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） この出産育児一時金の支給の対象外のものは、お部屋代、個室を借りたので差額代であったりとか、食事代であったりとかというのは対象となりません。また、例えば難産になってしまったりとか、出産で医療を要する場合には、医療として保険診療の対象となったりいたしますので、通常のお産の場合には、大体今の平均的な出産費用の中で対応ができていますものと思われま。

あと、本当に医療を必要とする場合には、保険診療の対象となりますので、およそ通常のお産でしたら、このくらいの額で対応されているのではないかと考えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3番目の点については、お答えがなかったことと、もちろん町長のほうからお答えがあるのかなと思うんですけども、それと今のお答えの中で、通常の場合は、この出産一時金で大体おさまっているということが理解できました。

ただ、その説明の中で、部屋代とか食費はこの対象になっていないということで、別にまた40万ちょっとの支払いにプラス病院などで出産した妊婦さん方は合わせて払っているということでしょうか。そうすると、実際に出産にかかる費用はもっと多くなるような場合も増えるよということなのか、そこのところをもう一度教えてください。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 普通の入院でもそうかと思えますけれども、4人部屋とか6人部屋とかというところに入院をされている場合と、個室をお借りした場合には、その個室の差額代というのは、自己負担で対応されておりますので、そういうところの部分はこの対象外になってきますので、個々に御負担をされますから、その部分等は増えてくるかと思えます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 3番目の出産祝い金の増額というお話がありました。これは、あちこちの自治体で対応しているということも承知しております。そのような中で、私どもは、まねをするという形ではなくて、この町に合った制度はないものかということは今研究しております。

と申しますのは、大変婦人科、これは都市部でも大分少ないようですが、この地域は大変な医療過疎であるという中では、通院等する場合の対応も考える必要があるではないかということで、何か地方創生の絡みも含めながら、何かモデル的な方法を考える必要があるということで、今後来年度予算に向けて、何か対応を考える必要があるというふうに考えております。

今言われた10万ずつのような話、これとは別に少し新しい町に合った制度を研究する必要があるというふうに思っておりますので、何とか来年度の予算に反映をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第53号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第5、議案第53号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第53号です。川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の8ページ、新旧対照表の2ページから4ページをごらんください。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、国の消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、消防団員等公務災害基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の額が増額されることになり、町の条例の改正をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、退職報償金支給額表を別表のとおり改正をさせていただきたいというものでございます。

また、附則の2項で改正後の退職報償金の支給の適用につきまして、平成26年4月1日以降に支給事由が生じた者に対して遡及適用すること。また、附則の3項では、この条例の公布までに改正前の条例を適用して報償金の支払いをした者への新条例の適用については、内払いとみなす旨の経過措置を定めたものであります。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第54号 駿遠学園管理組合同約の変更について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第54号、駿遠学園管理組合同約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第54号です。駿遠学園管理組合同約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案11ページをごらんください。

本議案は、現在、駿遠学園管理組合同約第3条第4号により組合構成各市町から駿遠学園管理組合へ権限移譲されている相談支援事業について、構成市町において相談支援事業を実施することを可能にするため改正を行い、県知事の許可の日から施行しようとするものです。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、議会の議決を求めるものであります。

以上、駿遠学園管理組合同約の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

数とかに関係ないものですから通告をしていませんけれども、駿遠学園で行っている相談事業が各構成市町でも行えるようにするという改正で、市町でも行えるということは、特に今までどおり駿遠学園に相談事業をお願いしてもいいということになると思うんですけども、それでいいのか。

それから、また市町が行う場合に、その対応が当町では大丈夫なのかどうか、その2点をお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の各市町でできることではないのかということでございますけれども、これは各市町が駿遠学園に権限移譲として、この相談支援事業を移譲をしている事業でございます。正確に言いますと、ここに移譲をしているということでございますので、各市町でこういう事業をしてはならない、その事業を移譲しているという事業でございます。

全員協議会でも御説明いたしましたけれども、自立支援法等の改正で、各市町でそういうところに取り組みなさいということでございますので、当町では残念ながらまだそういう事業所等に出ておりませんが、構成市等におきましては、相談支援事業所等が設置をされてございます。その移行をスムーズにするためにも、今回この規約でそれぞれ相談支援事業を、移譲を元に戻して、市町で取り組むようにするということでございます。

2点目の駿遠学園が、これまでと同様に相談支援事業に取り組むことができるかということでございますけれども、これも全協で御説明をさせていただきましたけれども、駿遠学園で現在、現役のスーパーバイザー事業ということで、各市町の支援をする事業を行ってございます。その職員が駿遠学園に常駐してございますので、各市町でその相談支援について、相談ができるということでございますし、もう一つ1点は、NPOころから今現在、当町に相談専門員を契約で派遣をしていただいておりますので、そのところで町として相談支援事業が補えるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、駿遠学園管理組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、駿遠学園管理組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

ここで、10時5分までの間、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時06分

○議長(中田隆幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第7 議案第55号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

○議長(中田隆幸君) 日程第7、議案第55号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第55号です。平成26年度川根本町一般会計補正予算第7号の概要についての説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,836万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,160万2,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正、電気自動車用充電施設整備に係る事業費の追加、農地台帳システム整備委託料の追加、林業関係事業費補助金の増額、森林病害虫等防除事業委託料の追加、林道・町道・河川維持管理のための小規模修繕

業務委託料、重機借り上げ料等の増額、林道水川線法面崩壊箇所改修工事費の追加、町道高郷・田野口停車場線新設に伴う舗装工事費、道路標識設置工事費、環境調査業務委託料等の追加、普通河川大沢改良工事費の追加、中川根第一小学校、本川根小学校に係る工事請負費の増額、平成27年度からの教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書等の購入経費の増額が主なものです。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は、73万5,000円の増額です。職員人件費及び議員期末手当の補正です。

9ページ、10ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、1,095万3,000円の増額です。

一般管理費について、特別職及び一般職員人件費と退職手当組合負担金の補正です。財産管理費について、青部バイパス工事に伴う下沢間地内の町有地の残地と民有地の交換に係る登記手数料、分筆測量委託料の追加。交通安全対策費について、道路反射鏡修繕費の増額。庁舎管理費について、環境省の省CO₂加速化・基盤整備事業の採択を受けた庁舎照明器具等更新工事に係る機器リース料の追加。諸費について、防犯灯整備事業費補助金の増額をお願いするものであります。

11、12ページをごらんください。

第2項企画費は、1,375万5,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。まちづくり事業費について、まちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。環境企画費について、電気自動車充電インフラ整備に係る設計監理業務委託料及び工事請負費の追加と景観整備に伴う立木補償費の追加です。情報政策費について、職員人件費の補正と、無線局設置箇所立木伐採補償金の追加をお願いするものであります。

12、13ページをごらんください。

第3項徴税费は、200万6,000円の増額、第4項戸籍住民基本台帳費は、24万8,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。第5項選挙費は、25万5,000円の増額です。これは農業委員会委員選挙人名簿調整に係る登載申請書等郵便料の追加をお願いするものであります。

13ページから15ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、2,228万3,000円の減額です。社会福祉総務費について、人件費の補正及び社会福祉基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。老人福祉費について、職員人件費の補正と臨時職員に係る社会保険料、賃金の増額及び社会福祉基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。国民年金事務費について、職員人件費の補正です。国民健康保険費について、職員人件費の補正及び国保月報システム改修に係る委託料の増額に伴う特別会計繰出金の減額です。介護保険費について、職員人件費の補正に伴う特別会計繰出金の増額です。

後期高齢者医療費について、職員人件費の補正です。

15、16ページをごらんください。

第2項児童福祉費は、437万7,000円の減額です。児童福祉総務費及び児童福祉施設費について、職員人件費の補正です。子育て支援対策費について、職員人件費の補正及び社会福祉基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。

17、18ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、1,008万6,000円の増額です。保健衛生総務費について、職員人件費の増額です。母子保健費について、妊婦健康診査委託料の増額です。地域医療推進費について、上長尾診療所医師募集のための広告料の追加、本川根診療所の医薬品冷蔵庫更新に係る処分手数料及び備品購入費の追加、いやしの里診療所の職員人件費の増額及び医薬材料費の増額に伴う特別会計繰出金の増額です。環境衛生費について、職員人件費の補正です。簡易水道施設費について、人件費補正及び、平成25年度大間簡易水道配水池整備工事の借入金利子増額に伴う特別会計繰出金の増額をお願いするものであります。

18ページをごらんください。

第2項清掃費は、371万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正をお願いするものであります。

19、20ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、331万3,000円の減額です。農業委員会費について、農地台帳システム整備委託料の追加です。農業総務費、農林業センター運営費、農地費、地籍調査事業費について、職員人件費の補正です。

20、21ページをごらんください。

第2項林業費は、2,946万8,000円の増額です。林業総務費について、職員人件費の補正です。林業振興費について、公共造林事業費補助金の増額です。造林費について、ナラ枯れ被害林の害虫等防除事業委託料の追加です。林道費について、職員人件費の補正、林道維持管理のための小規模修繕業務委託料、重機借り上げ料の増額及び林道水川線法面崩壊箇所改修工事費の追加をお願いするものであります。

22、23ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は、88万2,000円の増額です。商工総務費について、職員人件費の補正です。観光費について、職員人件費の補正と町営観光施設等誘客拡大事業補助金の増額です。音戯の郷運営費について、職員人件費の補正と受付レジシステム更新に伴うリース料の追加です。温泉施設費について、人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額です。

23ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は、571万5,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

24ページをごらんください。

第2項道路橋りょう費は、1,344万8,000円の増額です。道路維持費について、町道維持管理のための小規模修繕業務委託料及び重機借り上げ料の増額です。道路新設改良費について、職員人件費の補正及び町道高郷・田野口停車場線の新設に伴う舗装工事費の増額、道路標識設置工事費の追加、環境調査業務委託料の追加をお願いするものであります。

25ページをごらんください。

第3項河川費は、1,189万円の増額です。河川維持費について、河川維持管理のための小規模修繕業務委託料、重機借り上げ料の増額です。河川改良費について、普通河川大沢改良工事費の追加をお願いするものであります。

26ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、137万4,000円の増額です。消防施設費について、第5分団1部の詰所敷地の砕石敷き工事費の追加です。災害対策費について、防災委員報酬の増額、普通旅費の増額、東海総合通信局電波利用料の増額をお願いするものであります。

27ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は、402万円の増額です。事務局費について、職員人件費の補正と地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う例規整備支援業務委託料の追加です。教育諸費について、旧徳山診療所の改修工事費の追加とまちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正をお願いするものであります。

27、28ページをごらんください。

第2項小学校費は、1,624万7,000円の増額です。これは職員人件費の補正と、中川根第一小学校1階トイレ漏水工事費の追加及び本川根小学校外壁防水改修工事費の増額と、まちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正、教育振興費について、平成27年度からの教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書等の購入経費の追加をお願いするものであります。

28ページをごらんください。

第3項中学校費は、1万6,000円の減額です。これは職員人件費の補正とまちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。

28ページ、29ページをごらんください。

第4項社会教育費は、110万円の増額です。社会教育総務費について、職員人件費の補正です。文化会館運営費について、職員人件費の補正とまちづくり基金繰り入れ減額に伴う財源更正をお願いするものであります。

29、30ページをごらんください。

第5項保健体育費は、37万9,000円の増額です。海洋センター運営費及び学校給食施設費について、職員人件費の補正をお願いするものであります。

30ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は、減債基金繰り入れ減額に伴う財源更正です。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第3項委託金は、16万9,000円の増額です。これは省CO₂加速化・基盤整備事業に伴う環境省からの委託金の追加をお願いするものであります。

第14款県支出金、第2項県補助金は、275万3,000円の増額です。農林水産業費県補助金は、農家台帳システム整備事業に係る県補助金の追加と、森林病虫害等防除事業費補助金の追加をお願いするものです。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は、44万円の増額です。これは元長島ダム工事事務所について、東海ブロードバンドサービス株式会社への賃貸借に対する貸付収入の追加をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、1億8,943万2,000円の減額です。今回の補正による調整として、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、まちづくり基金繰入金、社会福祉基金繰入金を減額するものであります。

第18款繰越金、第1項繰越金は、2億7,443万1,000円の増額です。これは前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第2表債務負担行為補正につきましては、4ページをごらんください。

省CO₂加速化・基盤整備事業役場本庁舎照明器具等更新事業について限度額を999万円に、音戯の郷受付レジシステム賃貸借契約について限度額を191万円にするよう追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

質疑に先立ちまして1点だけ。町長が読み上げられた中で、11ページの企画費の合計額を1,275万5,000円、1,375万5,000円ですけれども、「1,200」というふうに言われたのではないかと聞いていて、はっと思いましたが、また確認されて、訂正の必要があるようでしたら、御訂正をお願いいたします。

それでは、質疑のほうに入らせていただきます。

まず最初に、通告にほぼ従いまして質疑させていただきます。

私のほうでは、多岐にわたるので、補正予算事項別明細書を見ることなかなかできませんけれども、ページを言いますので、皆さんはぜひそれを追いながらお聞きください。よろしくをお願いいたします。

まず1点目ですけれども、4ページの第2表債務負担行為の補正の省CO₂加速化・基盤整備事業役場本庁舎照明器具等更新事業（平成26年度契約分）で、期間が27年度から36年度ということで、限度額999万円が記載されています。この事業の説明、積算根拠、それから

リースが多分10年で終わるのではないかと思うんですけれども、そのリース終了後は、リースした物品についてはどうなるのか説明を求めます。

それから、全協でちょっと説明がありましたこの省CO₂加速化事業補助事業を使って、来年度には当初予算で、本庁舎の空調のチラーの更新を予定しているという説明もあったんですけれども、幾らぐらいの計画なのか。また、それに対してどのような補助があるのか、リースはどういうふうになるのかについてお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、9ページの2-1-1一般管理費の一般職給386万3,000円について、19人を20人に一人増やしたということで、総務課では職員を増やしているので、どういう理由で増やしたのか、どこの部署が穴があいて欠員となって増やしたのか、その点について説明を求めます。

それから、3点目ですけれども、同じページで9目の庁舎管理費ですけれども、その他借上料のところ、先ほどの債務負担行為にかかわるリース料、借上料16万9,000円が上がっています。庁舎内の電灯のLED化に伴うリース料ということで、26年度支払い分の2カ月分との説明でしたけれども、これで計算をしますと1年間の額が101万4,000円となり、これを先ほどの債務負担行為の10年間で999万円という金額と比べると合わないのですけれども、その合わない理由について説明を求めます。

それから、リース料の2年分を国が出してくれるという説明でしたけれども、1年分はこの2カ月分で終わるのか、あと残りの1年分で1年2カ月分しか国が見てもらえないのかどうか、疑問を持って通告を出しました。ちょっと説明はいただいたんですけれども、お答えをお願いいたします。

それと、工事費が今回も出ていません。来年度の予算に上げるのかどうか、この点についても説明をお願いいたします。

4点目ですけれども、11ページの1目企画総務費の職員が11人から12人に、一人増について、一般職給が209万円増えたのに対して、職員諸手当が314万8,000円と多い額が計上されています。この積算根拠を説明をお願いいたします。また同様に、職員を増やしたのはどこの部署で、増やした理由はなぜかを説明を求めます。

それから、5点目です。次の4目の環境企画費の電気自動車充電インフラ整備設計監理業務委託料の64万8,000円と、工事請負費561万6,000円の積算根拠について伺います。

それから、6点目、5目情報政策費、職員諸手当56万4,000円、この目は職員給与費がもともとゼロに予算でなっています。手当も当然ゼロでした。誰につけるのか、なぜここで出てくるのか、この点について説明を求めます。

それから、7点目ですけれども、12ページです。同じ目で補償金50万円が上がっています。立木伐採補償金との説明でしたけれども、情報通信基盤整備工事の障害木伐採補償なのか、これは工事費のほうに入っていないのか、また伐採費用は工事費に入っていたのかどうか、この50万円という金額についても積算根拠を求めます。

次に8点目、13ページですけれども、3-1-1 社会福祉総務費の一般職給1,050万8,000円の減額について、当初予算では10人というふうに説明で、現在が8人になったということで、2人の減という説明でしたけれども、私のメモでは当初予算には11人というふうにメモがしてありまして、金額も25年度の当初予算では3,471万9,000円で、これが10人分であることを、26年度の当初予算では3,812万6,000円で400万弱増えているんですけれども、これで11人で一人増ですという説明を受けたメモが書いてありました。

昨日お聞きしましたら、私のメモの間違いですというふうに言われたんですけれども、その確認と、なぜそれでは、同じ10人なのに400万近く増えているのか、またどの部署でということと、職員が2人減について、どの部署でどんな職員の人が何月から休職、あるいは退職なのか、退職ではないと思いますけれども、休職されているのか、減になっているのか。

それと、この福祉課、生活健康課などは、直接町民に対応する大変重要な仕事を受け持つところで、その穴埋めをどうしているのかについてお聞きいたします。

それから、9点目ですけれども、17ページの4-1-2 妊婦健康診査委託料29万6,000円の増額についてですけれども、当初予算で273万6,000円を見込んでいましたけれども、これをちょっとメモがなくて何人分だったのか、その何人分から今回の増額で何人増を見込んでいるのか、お聞きいたします。

また、先ほど今年度の出生見込み数をお聞きしました。去年は同じ当初予算273万6,000円を54万1,000円減額しているということで、先ほどの国保の出産一時祝い金のところで聞きましたので、この点は書きましたけれども、理解、了解できました。

次のところすけれども、10点目、4-1-5 の地域医療推進費の広告料97万2,000円の説明を求めます。備品購入費の35万7,000円はどここの診療所に何を購入するのかについても説明を求めます。

それから11点目、19ページです。6-1-1 の農業委員会費の農地台帳システム整備委託料244万1,000円について、どういうシステム整備なのか、内容の説明を求めます。どういう効果といいますか、期待してやるのかということも説明いただければありがたいです。

それから、12点目すけれども、21ページ、6-2-3 の造林費、森林病虫害等防除事業委託料196万5,000円について、52本の木がナラ枯れ症状が確認されたということで、伐倒、燻蒸、あるいは薬剤注入などを行うという説明でした。これはどこへ事業を、仕事を委託するのか、また今後新たに見つかった場合はどうするのかについて、説明を求めます。

それから、13点目です。25ページの8-3-3 の河川改良費、工事請負費900万円について、普通河川の大沢改良工事ということで、床固め工（巨石張り）と説明資料に書いてありまして、床固め工の破損の改良工事とのことでした。ここで法面もあるんですかね。この工法について、特徴など及び工事内容、積算根拠の説明を求めます。

それから、最後すけれども、27ページの10款1項2目、教育委員会の事務局費のところ

です。例規整備業務委託料54万円について、これは6月に国のほうで成立して来年4月1日施行の地方教育行政法の改正に伴い例規の加除を委託するものだという説明でしたけれども、ちょっと漢字とか誤字がありましたけれども、失礼、申し訳ありません。教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップとすることで、教育委員会から教育長の任命権や指揮監督権を奪うものというニュースが大変流れていました。そして、この改正案は自民、公明、生活の党のみの賛成で国会を可決、通っています。ほかの野党は全て反対していた法案でした。当町への影響や対応について危惧されますので、その影響や対応などの説明を求めます。

また、1点最後に、通告していませんけれども、指導用の教科書、指導書の購入費が1,219万2,000円計上されています。教科書改訂に伴う教員の教科書や指導書の購入費だということですが、教科書改訂も全国的に大きな問題というか、運動が起きています。歴史の事実をゆがめる教科書を採択させないようにという運動がとてつもなく広がっているんですけども、当町は、もう採択が決まったということですが、この教科書について、私たちは全く見ていません。文化会館に行けば見られるということですが、その公表も受けていませんでしたので、見る時間もなくて、そのまま議会に入ってしまった。

教育長からごらんになられて、新しい採択された教科書についての評価をお聞きできればありがたいです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 順番に答弁を求めます。総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは、総務課関連の予算と、それから人件費関連の予算については、総務課の所管ですので、そちらのほうのお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初の、債務負担行為の補正の省CO₂加速化・基盤整備事業役場本庁舎照明器具等更新事業、これは平成27年度から36年度で、999万円について事業の内容説明、積算根拠、リース終了後どうなるのかという御質問でありました。

これは、まず環境省のモデル事業として、二酸化炭素の大幅な削減が期待される高効率な省CO₂設備の導入が進んでいない自治体の施設を対象にして、バルクリースという方法を活用した手法により、初期投資の調達等の課題を解決し、全国で省CO₂設備導入を加速化させるということを目的に実施をされるものであります。

本年度環境省が募集をしました平成26年度における省CO₂加速化・基盤整備事業につきましては、近隣の焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、そして本町の10施設が選定をされております。この採択の基準といたしましては、空調と照明の改修を行える施設、バルクリースで検討できる施設を優先する、投資効果の高い施設を優先するというような理由から、採択をされるものであります。

まずバルクリースというのは、リース事業者、これにつきましては国が既に選定をしてお

りまして、全協のときにもお話ししましたけれども、三菱UFJリースという会社でありますけれども、ここが複数の施設等に導入する同一設備を一括購入をするということで、初期の投資額を低減し、その低減効果を生かしつつ、リースを実施する手法であります。

川根本町では、この本庁舎の照明器具、それからエアコン等の空調機械の更新が採択をされております。この目的は、例えば照明で言いますと、LEDなどの使用によってCO₂がどれぐらい削減できるかという効果を検証している、これが広い範囲で検証されるというものであります。

その中におきまして、今年度は照明器具の更新を予定しております。この補正の議決後に、業者選定をリース事業者が行います。そのリース事業者と10年間のリース契約を町と締結する予定となっております。この更新に係る工事請負費につきましては、全額環境省が補助する予定となっております。工事金額につきましては、環境省からリース会社に支払われる予定であります。

それから、この事業ですけれども、照明のほうは2月ごろ予定をしております。

また、リース料につきましては、平成28年度末まで、2年と2カ月ぐらいですかね。助成をされる予定でありますけれども、今年度については、今申しあげましたとおり、2カ月分のリース料16万9,000円を予算計上をさせていただいたところであります。

積算の根拠でありますけれども、1カ月分がですね、税込みで8万4,240円となります。これを120カ月分で計算しますと、細かい計算ですと1,010万8,800円という額になります。この残りのリース料につきましては、債務負担行為により計上させていただいておりますけれども、リース終了後につきましては、この機器は無償で町に譲渡されるという予定になっております。

ですから、平たく言いますと、機器はこちらが用意するよ、工事は国が行ってもらえると、そんな感じの事業であります。

それから、来年度当初予算で空調チラーを更新する予定のことだがという御質問でありますけれども、今回、採択を受けました事業が、照明器具とそれから空調機の更新であります。工事期間等を考慮しまして、今回の照明器具と同様、平成27年度に空調機の更新事業、これは屋上にあるチラーという機械の更新であります。これを予算計上させていただきまして、同じく債務負担行為の要求をさせていただく予定としております。

事業費としましては、まだ固まっておりませんが、リース料の総額は10年間で約4,000万弱ということを見込んで準備をしているところであります。

続きまして、2-1-1ですね。一般管理費の一般職の給料386万3,000円は、職員19人から20人に1人増えたということで、どこの部署で、その増やした理由は何かという御質問でありますけれども、この総務課関係、当初19人分で計上させていただいております。今年度休職者が2名おりました。この休職者2名については、他課の者でありますけれども、休職した時点で総務課付にさせていただいております。

この方は、1名が4月から6月まで、この方は6月で退職をしております。これが1名。それから10月から休職をした者が1名おります。2名おるんですけれども、1名はもう現実におりませんので、12月今回の補正時には、10月から休職をした者のみが人数としてカウントされておりますので、19人から20人ということになったものであります。そのため、特に総務課の人数が増えたということではありません。

それから、9目の庁舎管理費でありますけれども、その他の借上料16万9,000円、先ほど説明したバルクリースの関係ですね。LEDリース料の26年度支払い2カ月分ということでもありますけれども、1年の額が101万4,000円ということで、計算すると999万円と額が合わないのはなぜかということでもありますけれども、これにつきましては、債務負担行為の限度額を計上する場合には、年度合計額を1万円単位で繰り上げて計上しております。そのため、初年度は16万9,000円に対して17万円、それからその後、1014ですけれども、1020、つまり101万4,000円は102万円という計算で計上させていただいております。これが9年間分、及び最終年度は81万円という額になりますので、初年度を除いた額が999万円という額となりますので、御了承いただきたいと思っております。

それから、リース料2年分は国が持つということの説明であったが、1年分は2カ月分だけになるのか、また工事費は来年度予算に上げるのかという御質問でありますけれども、この事業に係るリース料につきましては、平成28年度末、先ほど申しましたとおり、2年と2カ月ぐらいですかね。28年度末までのリース料を委託費として、環境省から給付される予定となっております。

工事請負費につきましては、リース会社が精算し、環境省からリース会社に直接支給をされることになっておりますので、町の予算計上はありません。ちなみに、工事請負費につきましては、まだちょっと固まってないんですけれども、庁舎内の照明分が約330万ほど。それから空調分が約2,800万ほどということでもあります。

それから、企画総務費のほうですけれども、職員が11人から12名になったと。それから一般職の給料がこの一人分209万に対して、職員諸手当が314万8,000円と多いということでありまして、積算の根拠、それから職員を増やしたのはどこの部署で、理由はなぜかという御質問でありますけれども、今回、情報基盤整備事業の事業推進、これを強化していこうということに伴いまして、人事異動によりまして広報情報室の職員を1名増員をさせていただいたものであります。

手当の増額につきましては、当初の予算に対しまして、人事異動による管理職手当の増額、それから職員が一人増員したことによる、この職員が住居手当とか通勤手当の額を持っている職員なものですから、その増額、さらに今回11月の臨時議会でお認めいただきました給与条例の改定による賞与の増額等によるものであります。

それから次に、情報政策費の企画課の担当ですけれども、手当でありますので、私のほうからお答えします。

職員諸手当が56万4,000円、この目の職員はゼロであるんだけど、この手当は誰につけるのかという御質問であります。これにつきましては、今回の情報基盤整備事業を推進するために、先ほど議員からも説明がありましたとおり、10月に町職員が全世帯を訪問してこの事業の説明に歩きました。これが土日、あるいは夜間、これも町長のほうからお話がありましたけれども、行われたということで、一律一人4,000円を時間外手当として支給をさせていただくものであります。これは141人分で56万4,000円ということになります。

それから、社会福祉総務費、3-1-1ですね。職員給の減額の1,050万8,000円は当初10人が現在8人となって2人減ということであるが、当初予算には11人分上げていたのではないかということの説明があったと。これがどこの部署で、どんな職の人が何月から減になっているのか、これ2人ですね。その穴埋めをどうしているのかという御質問でありますけれども、議員からもちよっとお話がありましたけれども、25年度、26年度も同様に当初予算での説明の中では10人分を計上させていただいております。26年度分の金額が実際340万円ほど多くなっておりますが、これは職種あるいは年齢構成によるものと、それから昇給分というのがあります、増額となっております。

当初、2名福祉課のほうで減となっていることにつきましては、これは異動に伴って2名減となっております。これは福祉課内におきまして、臨時職員で現在対応させていただいております。

私のほうからは以上です。

(何か言う者あり)

○総務課長（前田修児君） よろしいですかね。10目の財産管理費はお聞きになってないですよ。10ページの5目財産管理費のところですよ。

○議長（中田隆幸君） これは言ってないですね。

○総務課長（前田修児君） よろしいですね。すみません。

○議長（中田隆幸君） 次に、企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画課関連の御説明をいたします。

まず4目環境企画費、電気自動車充電インフラ整備の設計監理業務及び工事請負費の御質問です。

まず、13節の電気自動車充電インフラ整備設計監理業務委託料の64万8,000円ですけれども、積算根拠につきましては、平成26年度静岡県建設資材等価格表によります技師・技術員等の労務単価を用いて、設計図書の作成にかかわる設計業務や工事施工に伴う監理業務等に係る費用を積算をしております。

15節の工事請負費ですけれども、こちらは現状では概算見積もりによる金額となります。急速充電器本体の費用、それと充電器設置工事費、それと附帯設備費など合計で520万円となります。消費税を加算いたしまして561万6,000円となります。本設計につきましては、設計業務委託による積算となります。

また、充電器の整備における国の補助制度、経済産業省の次世代自動車充電インフラ整備促進事業というものがありますけれども、そちらの補助制度で対象事業費の3分の2がありますけれども、申請を上げて承認をされなければ補助対象とならないため、現段階では予算には計上してございませんことを補足させていただきます。

それと、補償金12万1,000円について御説明いたします。こちらは補償、補填及び賠償金の12万1,000円ですけれども、景観整備事業に伴う立木補償費となります。場所につきましては、崎平地区内青崎橋の崎平側と大井川鐵道鉄橋の間でございます。整備区域内の立木は、スギ、ヒノキの計60本となります。今回景観整備において、その中の約7割の立木の伐採を計画していることから、合計で現在見えています17万2,770円の70%ということで12万1,000円を計上いたしました。

それと、情報政策のほうになります。補償金の50万円は工事の障害木伐採補償か工事請負費に入っていないか、伐採費用は工事請負費に入っているのかということですが、まず、これは障害木の伐採の補償の金額となります。現在契約している工事請負費には含まれていない部分でございます。

まず、工事に含まれていますのは、ケーブル敷設の際に支障となる枝の払いが入っております。それは柱と柱の間にある支障に対するものは工事費で見込んでおりますけれども、今回の障害木の補償金につきましては、新設する無線局の工事の敷地内及び無線の送受信の際に支障となる立木の補償金となります。所有者にお支払いする立木の補償金となります。積算根拠は、中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定基準書平成26年4月版を採用しての数値を用いて積算をしております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 続きまして、17ページ、4款母子保健費の妊婦健康診査委託料の増額補正は、何人分から何人分の増になるかの御質問にお答えいたします。

妊娠届をされた妊婦さんは、出産するまでの間に受診する基本健診として初回分合わせて14回、あと4回の超音波検査、そして血液検査が1回というように、4種類の健診で合計19回の健診が公費で受診できるように支援しております。それぞれに健診料金の委託料も違っております。

平成26年度も当初予算ではそれぞれの健診で30人ずつを見込みましたが、基本健診初回分では30人見込みを38人分に、通常の基本健診では延べ390回分のところを延べ537回分に、超音波検査では延べ120回分を162回分に、血液検査では30人分を41人分に増額補正をお願いするものです。

これは、当初予算で30人の妊婦さんを見込んだところ、妊娠届状況から実質は40人から41人になると見込んだものになります。出生数につきましては、先ほどの説明でさせていただきます。

続きまして、4-1-5 地域医療推進費の広告料97万2,000円の増額の説明をさせていただきます。上長尾診療所、油谷先生がこの年度末の3月をもって森町にお持ちの診療所管理者となるため、上長尾診療所管理者をおやめになる御意向をお示ししてあります。当初から、公募による医師募集という形ではなく、先生御自身も4月からの後任医師探しのために、お知り合いやつてを使って精力的にお探しくださってまいりました。町もお問い合わせくださった医師との対応等努力してまいりましたが、この時点でまだ具体的な医師確保には至っておりません。

町といたしましても、榛原医師会様等にも御相談申し上げ、御助言をいただきながら、今後とも先生と一緒に後任の医師確保に最大努めていくことになるかと思えます。ただ、広く医師募集の公募発信も必要の際には並行して対応ができるようにと、予算化してはなかった広告料を新規に計上させていただきたいものです。

医師が講読する専門誌への医師募集広告掲載料として38万8,800円、インターネット掲載分として58万3,200円の合計97万2,000円の増額をお願いするものですが、ともに約3カ月間分の広告掲載を想定した広告料となっております。

次に、地域医療推進費の備品購入費の35万7,000円は、どこの何かについての御質問にお答えいたします。

本川根診療所が平成5年に開院されておりますが、開院以来、薬品保管用冷蔵庫として使用してきました家庭用冷凍冷蔵庫がこのたび不具合が生じておりますので、安全な予防接種等に対応いただくためにも、家庭用冷凍冷蔵庫ではなく、専門の温度管理可能なワクチン保管専用冷蔵ショーケースを購入し、設置を図りたく、増額補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 19ページです。6-1-1 農業委員会費、農家台帳システム整備委託料244万1,000円について説明いたします。

農地法が一部改正されまして、農家台帳及び農地に関する地図の公表が追加され、インターネットや窓口での公表が義務づけられました。これを受けまして、全国を一元化した電子地図システムを構築することになりまして、全国の自治体で今年度中の整備を進めているところです。これによりまして、平成27年4月1日から農業会議所のホームページを通じまして、全国の農地の検索、閲覧ができることとなります。

閲覧の内容ですが、農地の住所、地番、地目、面積等がインターネットで閲覧できます。土地の所有者、耕作者の氏名等は農業委員会の窓口での公表となります。今回補正によりまして、現在の農家台帳システムを改修して、これに対応するというものでございます。

続きまして21ページ、6-2-3 造林費、森林病虫害等防除事業委託料ですが、ナラ枯れの対策ということで、委託先はということですが、入札により決定したいと思います。新たに発見された場合は、これは伝染性が強いものですから、早急に対応する必要があるという

ことから、町が事業主体となって対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 次、建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 続きまして8-3-3河川改良費の関係で説明のほうをさせていただきます。

該当箇所であります普通河川大沢は、河床勾配が急かつ背稜が急斜面な山地であることから、大雨時には大量の雨水が急流となって流れる河川であります。そのため、これまでたびたび護岸が破損し、その都度修理を実施してきております。今回もやはり急流により河床、護岸が破損したものであり、それを巨石張りという工法で復旧したいということで、予算のほうを計上させていただきました。

通常は、35cm前後の玉石を使用して護岸のほうの石積み等行いますが、今回巨石張りでは40cmから60cm程度の玉石を使用します。これまで数度復旧を成功していますが、巨石張りは通常の石張りやコンクリート張りよりも耐久性があり、効果があるということで、巨石張り工法を採択しております。

工事の内容は、工種として土工、巨石張り工55㎡、仮設工、これはポンプ運転による水かえになります。それと構造物の撤去工、これは既存の石張りの撤去になります。

積算は、県土木工事標準積算基準により各工事費を積み上げ、積算しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 10款1項2目教育委員会事務局費、例規整備業務委託料の増額に関連し、法の改正が当町への影響の対応をどうするかとの質問ですけれども、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正では、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととされています。

この改正は、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消し、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られるものです。また、常勤の教育長が教育委員会の代表者となることにより、教育委員への迅速な情報提供や、会議の招集が可能となり、機動性も高まり、教育委員会の活性化に資するものと考えられます。

一方、首長についても、教育委員の任命とは別個に直接新教育長の任命責任を負うことになるなど、その役割が明確になるものと考えます。

また、今回の改正にあって、地方自治法上の執行機関としての位置づけや、職務権限は変更されないなど、引き続き教育委員会は地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において管理し、執行する機関にかわりのないことから、川根本町の教育行政に与える影響があるとは考えられません。

もう1点、教科書採択の関連については、教育長にお願いをしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 教科書採択に関して、私が先ほど捉えているのは2点あったかと思
います。

1点目は、教科書の縦覧の問題、2点目は、歴史認識の問題じゃないかと思えます。

それで、1点目の教科書の縦覧の問題ですけれども、これは教科書の採択前に、たしか吉
田町図書館だと思えますけれども、これが一般が縦覧できるような体制になっていると思
います。各市町についての縦覧については各市町の努力目標ということですから、来年度は川
根本町でも縦覧できるように検討したいと思っております。

それから、2点目の歴史認識の問題ですけれども、私個人の歴史認識ということであれば、
私はここでは避けたいというのは、なぜかといいますと、教科書の採択に関しては、私個人
の歴史認識のもとで採択されたものではございません。きちんとしたデュー・プロセスとい
うことで、正当な手続を経て教科書というのは採択をされております。

それで、ここの地域に関してというより、榛原地区という地区割がございまして、榛原地
区教科書採択協議会というのがございます。これは牧之原市、それから吉田町、それから川
根本町、牧之原市菊川市学校組合のそれぞれの教育委員会からのメンバーで構成をされてい
るということです。

それで、メンバーの構成ですけれども、中は教育委員の代表、それからPTA代表、それ
から校長代表、それから教育長という形で構成をされています。それらの委員の検討のもと
に採択をされ、さらに各市町の教育委員会でその採択に関してのもう1回採択を決定をする
という、こういういわゆる正当な手続を経ております。ですから、私個人の歴史認識のもと
で採択されたものではございませんということです。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） いろいろありがとうございました。

再質問ですけれども、5点目の環境企画のところですかね、4目環境企画費の電気自動車
充電の件についてですけれども、工事請負費561万6,000円という積算根拠というか、簡単な
説明があったんですけれども、本体をどれくらいで見積もっているのかとか、そういう具体
的な説明ではなくて、私もインターネットで調べてみたんですけれども、200万から300万ぐ
らいの本体で、もちろん急速充電器なんですけれども、スタンドなんですけれども、そうい
うものが設置費も合わせて二、三百万円ぐらいでできますよという広告も載っていたもので
すから、非常に高いのではないかなと思ったんですけれども、その点、どういうところを参
考にして、何を参考にしてこの金額を計上したのか伺います。

それからもう1点目は、6点目の12ページの情報政策室の立木伐採の補償金のことです
けれども、その前の質問は削除したんですけれども、説明をしてくださって、崎平地区内青崎
橋のところでスギ、ヒノキ60本の7割を計上しましたというきちんとした説明をされて、昨

日もそれを聞いたものですから質問通告から外して、夕べ議会へ送ってあるんですけども、その説明をいただいてありがたいなと思ったんですけども、この情報基盤整備に伴う障害木伐採の補償については、50万円というきりのいい金額が出されていて、どういう積算根拠なのかということが全く説明がなかったものですから、その点について再度質問をいたします。

それから、あとはとてもわかりやすい説明でしたので。

最後に、教育長にお聞きした教科書採択についての歴史認識はこの場では表明できないということで、それはまあお考えでしょうから、仕方ないと思いますけれども、榛原郡の教科書採択のときにスムーズにいったのかどうか、誰もが賛成で採択されたどうか、その点についてお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、工事請負費ですけども、川根温泉ホテル、そちらのほうの急速充電器が現在25kwで設置されておりますけれども、そちらが約540万円、そちらの実績も参考にさせていただきました。本体費用と設置の工事費は若干工事費のほうが上回るということで説明をしたいと思います。

それと、立木補償の関係ですけども、こちらのほうは現在、支障木として想定されておりますのが15カ所、そちらのほうのスギ、ヒノキ等ですけども、本数としては現在135本、そのような中で50万円という数値を予算計上させていただきました。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 最終的な協議会には私も出席をしております。その中では特段反対意見等はありませんでした。全ての教科書について反対意見はありません。

細かなところで、表現とかについての質問等はありませんでしたが、歴史認識についても特段ありませんでした。

というのは、検定教科書ですから、多少の表現の違いはありますけれども、ほぼ同じものであるということで、その中で榛原地区として最もふさわしいものはどれかということですので、スムーズにはいっております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど11、12ページの企画費の関係、ひょっとしたら間違ってしまったかもしれません。確認がとれなかったものであれですが、予算書どおり1,375万5,000円をお願いしたいと思います。

それから、一つだけちょっと気になっているのは、人件費の関係で一人が異動したところなどは、個人情報に引っかけられないかなという思いがちょっとしたものですから、また議会

の皆さんと相談しながら対応していきたいと思いますが、少し数字が出ちゃうもの
すから、余りあの職員が幾らもらっているというのが、わかっていいかどうかというのも、
少し今後詰めていくように、議会と協議したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思
います。個人の名前は出ておりませんが、誰というのは、こういう小さいところだ
ので、わかるものですから、それでいいかどうか、また議会の皆さんと検討させてください。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 歳入のほうのことで1点質問させていただきます。

7ページです。15款財産収入、この財産収入の中の先ほどの説明で、長島ダムの改修して、
そこを事務所にして、その収入ということでしたけれども、ここにありますが44万は何カ月分
かをお答えください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 4カ月分となります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり
可決されました。

◇

◎日程第8 議案第56号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特
別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第56号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第56号です。平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,404万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正と、国保月報システム改修に係る委託料の追加などについて補正をするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、65万3,000円の減額です。これは職員人件費の補正と、国保月報システム改修に係る委託料の追加をお願いするものであります。

歳入について説明させていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は、65万3,000円の減額です。これは人件費補正分及び委託料の追加に係る繰入金の補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

1点だけお聞きいたします。6ページの1-1-1、歳出ですけれども、国保業務システム改修委託料について29万7,000円出ていますけれども、改修の内容と、この改修で影響する対象人数などについて説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今回の国保業務システムの改修の内容についてですが、国への国保事業状況等の報告について、今、県内各市町が統一したシステムを使用して事業報告等を報告しております。

各種補助金等の算定を行っていますが、平成26年度から70歳以上の国保一般被保険者の皆様の窓口負担割合の軽減特例措置が段階的に廃止されることに伴いまして、この国への毎月の事業状況の報告や、療養給付費負担金や調整交付金などの国庫補助金等の算定に必要な報告様式を、法改正の内容に合わせて様式の追加や変更をするためのシステム改修となります。

この対象となる人数ですけれども、今回のシステム改修の内容が70歳以上の国保一般被保険者の皆様の窓口負担額の軽減特例措置の廃止によるもので、平成26年11月末現在における

軽減特例措置が廃止となり、窓口負担が2割となる該当被保険者の方は45人と把握しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第56号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第57号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第57号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第57号です。平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,541万円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正をお願いするものであ

ります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細の介護6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、23万3,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

歳入について説明させていただきます。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、23万3,000円の増額です。これは職員人件費補正分の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第58号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第58号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第58号です。平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についての概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,099万6,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正と、簡易水道施設の修繕費の増額、平成25年度に借入れを行った大間簡易水道配水池整備工事に係る借入金の利子分の増額をお願いするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、109万円の増額です。これは職員人件費の補正をお願いするものであります。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、485万6,000円の増額です。これは簡易水道施設の修繕費の増額をお願いするものです。

簡水4ページ、5ページをごらんください。

第4款公債費、第1項公債費は、18万8,000円の増額です。これは平成25年度に借入れを行った大間簡易水道配水池整備工事に係る借入金の利子分の増額をお願いするものであります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、122万1,000円の増額です。これは職員人件費の増額及び公債費の増額に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものであります。

第2項基金繰入金は、491万3,000円の増額です。これは簡易水道施設の修繕費の増額に伴う基金繰入金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第59号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第59号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第59号です。平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,430万6,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正をお願いするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、10万6,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉3ページをごらんください。

第3繰入金、第1項一般会計繰入金は、10万6,000円の増額です。これは職員人件費補正に伴う繰入金の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第60号 平成26年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(中田隆幸君) 日程第12、議案第60号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第60号です。平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,623万2,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の補正と、定期予防接種等に係るワクチン代などの医薬材料費の増額をお願いするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、28万3,000円の増額です。これは職員人件費の増額をお願いするものであります。

第2款医業費、第1項医業費は、100万2,000円の増額です。これは定期予防接種等に必要
なワクチン購入などのための医薬材料費の増額をお願いするものであります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、128万5,000円の増額です。これは職員人件費補
正及び医薬材料費の増額に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2
号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

12月11日から12月17日までの7日間、休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から12月17日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 41 分